

別紙1 【令和7年4月1日以後の出生世帯分】

【誓約・同意事項】

下記(1)～(3)に誓約・同意の上、以下の育児用品、家電の購入に係る費用を補助対象経費として申請します。  
 チェック(☑)してください。

(1) 下記に加えて、母子健康手帳交付日から出生日まで、10万円を超える額を育児用品(消耗品)の購入に充てています。  
 (2) オンライン申請等で領収書の原本を提出しない場合でも、要請があった場合は速やかに提出します。  
 (3) 以下の育児用品等は、対象児童の育児等に使用するものであり、別の用途で使用するものではありません。

NO	商品名	購入した物品	購入日/購入店	購入価格
	時短家電・省エネ家電の場合は、メーカー名及び型番を記入してください。	下の表を参考にして、玩具、ベビー服、冷蔵庫等、購入した物品の分類を記入してください。	上段に購入日、下段に購入店舗を記入してください。	レシート1枚ごとに合計金額を税込価格で記入して下さい。ただし、対象外商品は除いて計算して下さい。
1			年 月 日	円
2			年 月 日	円
3			年 月 日	円
4			年 月 日	円
5			年 月 日	円
6			年 月 日	円
7			年 月 日	円
8			年 月 日	円
9			年 月 日	円
10			年 月 日	円
			購入合計金額 (A)	円

※購入価格は、消費税、送料・配達料、設置工事費を含みますが、家電リサイクル料、買換えのための家具・家電等の処分費用、付属品等の購入費は除いた額を記入してください。  
 ※購入に当たって、割引券を使用した場合はその割引券相当額を、ポイント等を使用した場合はそのポイント相当額を除いた額を記入してください。

区分	対象品目
育児用品	マタニティパジャマ、授乳用下着、母乳パッド、腹帯、妊娠線クリーム、母子手帳ケース、チャイルドシート、ベビーカー、抱っこ紐、ベビーベッド、ハイローチェア、バウンサー、ベビーサークル、キッチンゲート、プレイマット、食事用いす、鼻吸い器、衛生用品、搾乳機、湯温計、寝具一式、バスチェア、メリー、遊具、歩行器、三輪車などの乗り物、空気清浄機・加湿器・除湿器、収納・ハンガー、肌着、衣類、洗剤、おくるみ、ブランケット、ベビーハンガー、靴下、靴、帽子、ミトン、哺乳瓶、ミルク、哺乳瓶消毒液、おしゃぶり、おむつ(第一子のみ)、防水シート、おしりふき、おむつ替えシート、水遊び用おむつ、離乳食用の調理セット・スプーンフォーク・食器セット・マグ、ベビーフード、ベビー用飲料、ベビーお菓子、ベビーバス、ベビーソープ、保湿剤、タオル、ベビー綿棒、日焼け止め等
時短家電	洗濯機・洗濯乾燥機、食器洗い乾燥機、掃除機・ロボット掃除機、電子レンジ、オーブンレンジ、オーブントースター、炊飯器、電気圧力鍋、電気ポット、フードプロセッサ等
省エネ家電	冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、照明器具、温水機器(電気・ガス)